

平成23年第 1 回定期総会

議 案 書

日 時 平成23年 3 月 24 日 (木)
午後 2 時から

場 所 さくらホール (大ホール)
(武蔵村山市民会館)

社団法人

武蔵村山市シルバー人材センター

平成23年 第1回定期総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 表 彰
- 4 武蔵村山市長あいさつ
- 5 来賓祝辞
- 6 資格審査報告
- 7 議長選出
- 8 議事録署名人の選任
- 9 議 事
 - 議案第1号 平成22年度（平成22. 4. 1～平成23. 3. 31）
一般会計補正予算（第2号）（案）について
 - 議案第2号 平成23年度（平成23. 4. 1～平成24. 3. 31）
事業計画（案）について
 - 議案第3号 平成23年度（平成23. 4. 1～平成24. 3. 31）
収支予算（案）について
- 10 報告事項 定款の修正について
- 11 閉会のことば

議案第1号

平成22年度 一般会計補正予算 (第2号) (案)

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

勘定科目		補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	備 考
大	中 小科目				
I 事業活動収支の部					
1 事業活動収入					
	受託事業収入	481,000	0	481,000	
	配分金収入	420,000	0	420,000	
	材料費等収入	26,000	0	26,000	
	事務費収入	35,000	0	35,000	
	会費収入	2,600	0	2,600	
	正会員会費収入	2,600	0	2,600	
	補助金等収入	40,263	0	40,263	
	連合交付金収入	10,700	0	10,700	
	市補助金収入	29,413	0	29,413	
	安全就業対策事業助成金等収入	150	0	150	
	寄付金収入	10	0	10	
	寄付金収入	10	0	10	
	特定資産運用収入	100	0	100	
	特定資産利息収入	100	0	100	
	雑収入	310	50	360	
	受取利息収入	10	0	10	
	雑収入	300	50	350	帽子等売上増
	事業活動収入計	524,283	50	524,333	
2 事業活動支出					
	事業費支出	458,693	900	459,593	
	受託事業支出	446,000	0	446,000	
	配分金支出	420,000	0	420,000	
	材料費等支出	26,000	0	26,000	

(単位：千円)

勘定科目		補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	備考
大	中 小科目				
	普及啓発費支出	2,593	300	2,893	
	会議費支出	30	0	30	
	旅費交通費支出	120	0	120	
	通信運搬費支出	50	0	50	
	消耗品費支出	500	0	500	
	印刷製本費支出	800	300	1,100	シルバーだより
	賃借料支出	10	0	10	
	手数料支出	500	0	500	
	諸謝金支出	60	0	60	
	委託費支出	450	0	450	
	負担金支出	63	0	63	
	雑支出	10	0	10	
	研修・講習費支出	500	0	500	
	会議費支出	20	0	20	
	旅費交通費支出	70	0	70	
	消耗品費支出	50	0	50	
	印刷製本費支出	10	0	10	
	諸謝金支出	200	0	200	
	負担金支出	150	0	150	
	就業開拓提供費支出	8,550	600	9,150	
	旅費交通費支出	100	0	100	
	会議費支出	300	0	300	
	通信運搬費支出	900	0	900	
	消耗什器備品費支出	300	0	300	
	消耗品費支出	500	600	1,100	会員用冊子分
	修繕費支出	600	0	600	
	燃料費支出	700	0	700	
	賃借料支出	100	0	100	
	保険料支出	3,800	0	3,800	
	委託費支出	200	0	200	
	租税公課支出	500	0	500	
	貸倒引当金繰入額	50	0	50	
	雑支出	500	0	500	

(単位：千円)

勘定科目		補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	備考
大	中 小科目				
	調査研究費支出	80	0	80	
	通信運搬費支出	20	0	20	
	消耗品費支出	20	0	20	
	印刷製本費支出	20	0	20	
	委託費支出	20	0	20	
	相談事業費支出	130	0	130	
	印刷製本費支出	10	0	10	
	諸謝金支出	120	0	120	
	安全就業等推進費支出	840	0	840	
	会議費支出	10	0	10	
	旅費交通費支出	120	0	120	
	消耗什器備品費支出	200	0	200	
	消耗品費支出	300	0	300	
	印刷製本費支出	30	0	30	
	諸謝金支出	80	0	80	
	負担金支出	50	0	50	
	委託費支出	50	0	50	
	管理費支出	63,891	3,000	66,891	
	人件費支出	38,200	0	38,200	
	職員基本給支出	20,158	0	20,158	
職員特別給与支出	5,676	0	5,676		
職員諸手当支出	6,150	0	6,150		
法定福利費支出	5,159	0	5,159		
福利厚生費支出	121	0	121		
退職給付支出	936	0	936		
管理運営費支出	25,691	3,000	28,691		
臨時雇賃金支出	5,181	0	5,181		
法定福利費支出	60	0	60		
福利厚生費支出	70	0	70		
会議費支出	160	0	160		
旅費交通費支出	800	0	800		
通信運搬費支出	1,500	0	1,500		
消耗什器備品費支出	500	0	500		
消耗品費支出	2,400	2,000	4,400	冊子・総会記念品等	
修繕費支出	300	0	300		
印刷製本費支出	800	0	800		

(単位：千円)

勘定科目		補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	備考	
大	中					小科目
		燃料費支出	80	0	80	
		光熱水料費支出	1,400	0	1,400	
		賃借料支出	5,000	0	5,000	
		保険料支出	200	500	700	役員賠償・個人情報漏洩保険
		手数料支出	400	0	400	
		委託費支出	5,200	500	5,700	公認会計士業務委託
		租税公課支出	700	0	700	
		負担金支出	600	0	600	
		支払利息支出	60	0	60	
		雑支出	280	0	280	
事業活動支出計		522,584	3,900	526,484		
事業活動収支差額		1,699	△ 3,850	△ 2,151		

II 投資活動収支の部

1 投資活動収入

特定資産取崩収入	6,682	0	6,682	
減価償却引当資産取崩収入	2,527	0	2,527	
事業推進基金積立資産取崩収入	4,155	0	4,155	
保証金等戻り収入	12	0	12	
預託金戻り収入	12	0	12	
投資活動収入計	6,694	0	6,694	

2 投資活動支出

固定資産取得支出	800	0	800	
固定資産取得支出	800	0	800	
什器備品購入支出	800	0	800	
特定資産取得支出	2,229	0	2,229	
退職給付引当資産取得支出	1,319	0	1,319	
減価償却引当資産取得支出	380	0	380	
事業推進基金積立資産取得支出	30	0	30	
35周年記念行事積立資産取得支出	500	0	500	
投資活動支出計	3,029	0	3,029	
投資活動収支差額	3,665	0	3,665	

(単位：千円)

勘定科目			補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	備考
大	中	小科目				
Ⅲ 財務活動収支の部						
1 財務活動収入						
		借入金収入	13,000	0	13,000	
		市借入金収入	13,000	0	13,000	
		財務活動収入計	13,000	0	13,000	
2 財務活動支出						
		借入金返済支出	13,000	0	13,000	
		市借入金返済支出	13,000	0	13,000	
		財務活動支出計	13,000	0	13,000	
		財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出						
		予備費支出	0	0	0	
		予備費支出	0	0	0	
		予備費支出	0	0	0	
		当期収支差額	5,364	△ 3,850	1,514	
		当期収支差額	5,364	△ 3,850	1,514	
		前期繰越収支差額	59,875	0	59,875	
		前期繰越収支差額	59,875	0	59,875	前期決算による確定差額
		次期繰越収支差額	0	0	0	
		次期繰越収支差額	0	0	0	

1 借入金限度額 20,000,000円

2 配分金収入の増加に連動する支出（配分金支出・材料費等支出）に限り、予算額を超えて執行することができる。

(単位：千円)

参考	補正前の総額	補正額	補正後の総額
	603,852	50	603,902

議案第2号

平成23年度 事業計画(案)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1 基本方針

- (1) 高齢者に適した就業機会を積極的に開拓する。
- (2) 高齢者の就業に関する知識、技能の向上を図る。
- (3) 高齢者の就業に関する普及啓発活動及び相談事業を行う。
- (4) 地域社会に対し奉仕活動を行う。
- (5) 自主的・主体的な運営体制の強化を図る。

2 事業実施計画

(1) 情報の収集及び提供

事業に関する普及・宣伝に努めるとともに、広く各界各層の協力を得るため、次のような広報活動を中心に多面的な活動を随時行う。

区	分	説	明
印刷物による広報	広報紙 武蔵村山「シルバーだより」の発行	高齢者の「生きがい事業」である、シルバー人材センターの活動状況を広く市民に紹介し、新規会員の入会を促すとともに、新規事業等の提供により会員の就業機会の確保及び増強を図るため、広報紙を発行する。 また、併せて、上記の目的を達成するため、機会を捉え、市で発行する刊行物及び市内団体等の機関紙に関連記事の掲載を依頼する。	
	市刊行物の積極的活用		
	市内団体機関誌への記事掲載を依頼する		
ホームページによる広報		ホームページによりPRを強化し、見やすさ、使いやすさとともに情報の整理、充実に努める。	
会員によるPR活動		会員の口コミ運動により、就業機会の開拓を図るとともに、各家庭等に就業した会員がその地域においてパンフレット等を配布し、PR活動を実施する。	
しるばっ娘によるPR活動		市民まつり・各種イベント会場等において、PR活動を実施する。	

(2) 研修・講習

就業等に必要な知識・技能の習得及び事故防止や発注者からのクレーム等に対応するため、次のとおり研修会を開催する。

研 修 項 目	対 象
I T 講 師 専 門 研 修	I T 講 習 会 講 師
緑 化 保 全 技 術 ・ 技 能 研 修 (年 2 回)	植 木 就 業 会 員
接 遇 研 修 (年 2 回)	駐 輪 場 管 理 ・ そ の 他
襖 ・ 障 子 張 技 能 向 上 研 修	襖 就 業 会 員 ・ 希 望 会 員

(3) 就業機会の開拓及び提供

地域における市民の方々や行政・事業所等に対し、センター事業の理解をさらに深めるため、就業機会拡大支援事業補助金を活用するなどして広報活動と訪問活動を活用した就業開拓事業を積極的に行い、会員への就業提供を推進する。

① 開拓について

企業及び各種団体等を積極的に訪問し、信頼関係を深める中で、理解を得られるような仕事の開拓に努めるとともに、相互に連携を保ちながら共存・共栄の関係を確立する。

② 提供について

月平均就業率66%を目途とする。

(4) 調査・研究

- ① 会員の就業機会の開拓等を推進するため、事業実績等を分析し、発注者のニーズに即した調査・研究を行う。
- ② 高齢会員の就業に関する調査・研究を行う。
- ③ 財源確保・運営等に関する調査・研究を行う。
- ④ 女性会員の活動の場を拡充するための調査・研究を行う。
- ⑤ 受注拡大に向けた効果的なPR方法の調査・研究を行う。

(5) 相 談

会員等の就業に関する相談

① 市民（高齢者）個別就業相談

市民福祉の向上を目途に、随時、高齢者就業相談窓口を開設し対応する。

② 入会説明会

毎月第3水曜日を原則に説明会を開催する。参加者に対しては、事業の趣旨・仕組み等を細部に渡り説明し、趣旨等に賛同された方の入会を受付ける。

さらに、特定職種等で就業会員が不足した場合、臨時入会説明会を随時開催する。

③ 会員個別相談

会員の就業に対する悩み・疑問等について、随時相談に応じ、それぞれが抱える問題の解消に努める。

(6) 安全対策

就業中及び通勤時等における無事故を目標に、安全管理委員会及び安全対策推進委員が中心となり、次の事業を実施する。

安全意識の高揚	交通安全講習会の開催
	安全就業パンフレット作成
	機械取扱い安全講習会の開催
	安全就業強化月間中の安全喚起活動 (横断幕・腕章の携帯)
	転倒予防講習会の開催
	安全就業巡回指導の実施(随時)

(7) 会 議

センター事業の効果的推進を図るため、次の活動を行う。

- | | |
|-------------|--------|
| ① 定期総会 | 年 1 回 |
| ② 理事会 | 毎月 1 回 |
| ③ 三役会 | 随 時 |
| ④ 委員会 | 随 時 |
| ・就業開拓・提供委員会 | |
| ・研修・講習委員会 | |
| ・社会奉仕活動委員会 | |
| ・就業相談委員会 | |
| ・広報委員会 | |
| ⑤ 仕事別グループ班会 | 随 時 |
| ⑥ 安全管理委員会 | 随 時 |
| ⑦ 安全対策推進委員会 | 随 時 |

(8) ワークプラザの有効的活用

- ・ミニデイサービスの充実
- ・内職作業の充実・拡充
- ・襖・障子張作業の充実・拡充
- ・高齢者 I T 講習会の実施・充実

(9) 社会奉仕活動

- ① 市内児童の安全が守られるよう、また、各種犯罪の発生を抑止することを目的に、日常生活の中で会員が積極的に腕章を身につけ、自転車用にはプレートを、事業用車両にはマグネット式の安全啓発板を装着し、日々、防犯パトロール活動を行う。
- ② 野山北公園の環境緑化美化ボランティアを行う。
- ③ 総会・研修会・各種イベント等開催後、参加会員において市内の清掃ボランティアを行う。

議案第3号

平成23年度 収支予算(案)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	50,000	50,000	100,000
特定資産受取利息	50,000	50,000	100,000
受取会費	1,300,000	1,300,000	2,600,000
正会員受取会費	1,300,000	1,300,000	2,600,000
事業収益	478,524,337	3,335,663	481,860,000
受取配分金	420,000,000	0	420,000,000
受取材料費等	25,000,000	0	25,000,000
受取事務費	33,524,337	3,335,663	36,860,000
受取補助金等	40,722,576	3,258,424	43,981,000
受取市補助金	28,072,576	3,258,424	31,331,000
受取連合交付金	9,200,000	0	9,200,000
受取就業機会拡大事業助成金	3,300,000	0	3,300,000
受取安全就業対策事業助成金	150,000	0	150,000
雑収益	155,000	155,000	310,000
受取利息	5,000	5,000	10,000
雑収益	150,000	150,000	300,000
経常収益計	520,751,913	8,099,087	528,851,000
(2) 経常費用			
事業費	520,751,913	0	520,751,913
支払配分金	420,000,000	0	420,000,000
支払材料費等	25,000,000	0	25,000,000
職員基本給	18,150,272	0	18,150,272
職員特別手当	5,319,000	0	5,319,000
職員諸手当	5,490,000	0	5,490,000
嘱託職員雇賃金	7,500,000	0	7,500,000
嘱託職員諸手当	330,000	0	330,000
就業開拓員雇賃金	1,277,000	0	1,277,000
法定福利費	5,213,300	0	5,213,300
福利厚生費	212,010	0	212,010

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
退職給付費用	2,104,362	0	2,104,362
会議費	485,040	0	485,040
旅費交通費	1,357,176	0	1,357,176
通信運搬費	2,655,180	0	2,655,180
減価償却費	332,108	0	332,108
消耗什器備品費	915,000	0	915,000
消耗品費	3,713,400	0	3,713,400
修繕費	753,600	0	753,600
印刷製本費	1,599,060	0	1,599,060
燃料費	275,800	0	275,800
光熱水料費	1,164,800	0	1,164,800
賃借料	4,998,870	0	4,998,870
手数料	846,000	0	846,000
保険料	4,489,230	0	4,489,230
諸謝金	420,000	0	420,000
租税公課	1,076,250	0	1,076,250
支払負担金	320,930	0	320,930
委託費	4,146,535	0	4,146,535
貸倒引当金繰入額	50,000	0	50,000
雑費	556,990	0	556,990
管理費	0	8,099,087	8,099,087
職員基本給	0	2,106,728	2,106,728
職員特別手当	0	591,000	591,000
職員諸手当	0	610,000	610,000
法定福利費	0	422,700	422,700
福利厚生費	0	9,990	9,990
退職給付費用	0	241,638	241,638
会議費	0	24,960	24,960
旅費交通費	0	186,824	186,824
通信運搬費	0	324,820	324,820
減価償却費	0	73,892	73,892
消耗什器備品費	0	85,000	85,000
消耗品費	0	412,600	412,600
修繕費	0	46,400	46,400
印刷製本費	0	140,940	140,940
燃料費	0	4,200	4,200
光熱水料費	0	235,200	235,200

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
賃借料	0	1,031,130	1,031,130
手数料	0	54,000	54,000
保険料	0	40,770	40,770
租税公課	0	358,750	358,750
支払負担金	0	349,070	349,070
支払利息	0	56,000	56,000
委託費	0	486,465	486,465
雑費	0	206,010	206,010
経常費用計	520,751,913	8,099,087	528,851,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	7,018	1,562	8,580
経常外費用計	7,018	1,562	8,580
当期経常外増減額	△ 7,018	△ 1,562	△ 8,580
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 7,018	△ 1,562	△ 8,580
一般正味財産期首残高	70,700,924	8,473,434	79,174,358
一般正味財産期末残高	70,693,906	8,471,872	79,165,778
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	70,693,906	8,471,872	79,165,778

参考(平成16年基準)

平成23年度 一般会計予算(案)

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

勘定科目			予算額	前年度 予算額	増減	備考
大	中	小科目				
I 事業活動収支の部						
1 事業活動収入						
	1	受託事業収入	482,360	481,000	1,360	
		配分金収入	420,000	420,000	0	配分金収入
		材料費等収入	25,000	26,000	△ 1,000	材料費、残材処分経費等発注者負担分、運搬車両使用料等
		事務費収入	37,360	35,000	2,360	事務費
	2	会費収入	2,600	2,600	0	
		正会員会費収入	2,600	2,600	0	正会員会費収入 1,300名
	3	補助金等収入	43,481	40,263	3,218	
		連合交付金収入	8,700	10,700	△ 2,000	Aランク / 事業仕訳のため減額
		市等補助金収入	31,331	29,413	1,918	正職員1名増/嘱託1名減(内東京都 10,444千円)
		就業機会拡大支援事業収入	3,300	0	3,300	都1,650千円/市1,650千円
		安全就業対策事業助成金等収入	150	150	0	財団安全助成基準Cランク
	4	寄付金収入	0	10	△ 10	
		寄付金収入	0	10	△ 10	
	5	特定資産運用収入	100	100	0	
		特定資産利息収入	100	100	0	特定資産取崩等利息
	6	雑収入	310	310	0	
		受取利息収入	10	10	0	預金利息収入
		雑収入	300	300	0	帽子・ITテキスト・物置使用等
		事業活動収入計	528,851	524,283	4,568	
2 事業活動支出						
		事業費支出	460,283	458,693	1,590	
		受託事業支出	445,000	446,000	△ 1,000	
		配分金支出	420,000	420,000	0	配分金支払い
		材料費等支出	25,000	26,000	△ 1,000	材料費、残材処分経費等発注者負担分、運搬車両使用料等

(単位：千円)

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増減	備考
大	中 小科目				
	普及啓発費支出	2,350	2,593	△ 243	
	会議費支出	20	30	△ 10	茶代
	旅費交通費支出	100	120	△ 20	費用弁償等 2,000円×50人分
	通信運搬費支出	50	50	0	
	消耗品費支出	400	500	△ 100	6BPR用品・センターPR品・5万円未満
	印刷製本費支出	1,000	800	200	シルバーだより年2回発行
	賃借料支出	10	10	0	
	手数料支出	500	500	0	シルバーだより全戸配布年2回
	諸謝金支出	60	60	0	イベント等道具運搬・シルバーだより校正
	委託費支出	150	450	△ 300	デザイン料・テント等設置委託・ホームページ更新
	負担金支出	50	63	△ 13	6B関係
	雑支出	10	10	0	
	研修・講習費支出	430	500	△ 70	
	会議費支出	30	20	10	研修会茶代
	旅費交通費支出	60	70	△ 10	費用弁償
	消耗品費支出	30	50	△ 20	5万円未満・筆記用具等
	印刷製本費支出	10	10	0	研修用印刷代
	諸謝金支出	200	200	0	研修講師謝金
	負担金支出	100	150	△ 50	植木班・6B研修会負担金
	就業開拓提供費支出	7,910	8,550	△ 640	
	法定福利費支出	10	0	10	
	旅費交通費支出	100	100	0	視察等出張旅費
	会議費支出	300	300	0	お客様等お茶・ボランティアPR参加者用お茶等
	通信運搬費支出	1,000	900	100	配分金支払い明細書等郵送料
	消耗什器備品費支出	300	300	0	脚立・工具等・5万円以上30万円未満
	消耗品費支出	500	500	0	事業用消耗品購入費・5万円未満
	修繕費支出	500	600	△ 100	什器等修理代
	燃料費支出	200	700	△ 500	事業用機器燃料費
	賃借料支出	100	100	0	就業開拓用車両・PCリース料
	保険料支出	3,800	3,800	0	シルバー保険料・自動車保険等
	委託費支出	300	200	100	作業台作製等
	租税公課支出	300	500	△ 200	契約収入印紙等
	貸倒引当金繰入額	50	50	0	
	雑支出	450	500	△ 50	クレーム対応

(単位：千円)

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増減	備考
大	中 小科目				
	就業機会拡大推進事業費支出	3,300	0	3,300	補助金 東京都1,650千円 市1,650千円
	人件費支出	1,277	0	1,277	
	消耗品費支出	366	0	366	アンケート用紙・事務用品・粗品等・5万円未満
	消耗什器備品費支出	0	0	0	
	通信運搬費支出	270	0	270	切手・電話等
	保険料支出	30	0	30	就業開拓員保険料
	旅費交通費支出	484	0	484	講習・研修会参加・費用弁償
	賃借料支出	820	0	820	
	雑費支出	53	0	53	
	調査研究費支出	180	80	100	
	通信運搬費支出	80	20	60	アンケート送付料
	消耗品費支出	30	20	10	消耗品購入費・5万円未満
	印刷製本費支出	40	20	20	印刷費
	委託費支出	30	20	10	集計委託費
	相談事業費支出	110	130	△ 20	
	印刷製本費支出	10	10	0	相談票等印刷費
	諸謝金支出	100	120	△ 20	相談員謝礼
	安全就業等推進費支出	1,003	840	163	
	会議費支出	60	10	50	安全管理委員会等茶菓代
	旅費交通費支出	100	120	△ 20	安全活動費用弁償等
	消耗什器備品費支出	300	200	100	5万円以上30万円未満
	消耗品費支出	300	300	0	5万円未満
	印刷製本費支出	30	30	0	安全啓発チラシ等印刷代
	通信運搬費支出	80	0	80	
	諸謝金支出	60	80	△ 20	安全研修講師謝礼
	負担金支出	20	50	△ 30	
	委託費支出	53	50	3	
	管理費支出	66,992	63,891	3,101	
	人件費支出	38,711	38,200	511	職員5人分・嘱託1人分
	職員基本給支出	20,257	20,158	99	職員基本給
	職員特別給与支出	5,910	5,676	234	職員期末勤勉手当
	職員諸手当支出	6,100	6,150	△ 50	扶養、調整、交通費、超勤等手当
	法定福利費支出	5,146	5,159	△ 13	社会保険料、労働保険料等事業主負担分
	福利厚生費支出	122	121	1	健康診断等
	退職給付支出	1,176	936	240	職員退職金掛金

(単位：千円)

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増減	備考
大	中 小科目				
	管理運営費支出	28,281	25,691	2,590	
	臨時雇賃金支出	0	5,181	△ 5,181	
	嘱託職員雇賃金支出	7,500	0	7,500	臨時職員から嘱託職員へ移行
	嘱託職員諸手当支出	330	0	330	交通費・超勤等
	法定福利費支出	480	60	420	社会保険・労災保険・雇用保険事業主負担分
	福利厚生費支出	100	70	30	嘱託健康診断1名分その他
	会議費支出	100	160	△ 60	各種会議茶菓代
	旅費交通費支出	700	800	△ 100	出張旅費、役員等費用弁償等
	通信運搬費支出	1,500	1,500	0	郵券、電話料等
	消耗什器備品費支出	400	500	△ 100	備品購入費・5万円以上30万円未満
	消耗品費支出	2,500	2,400	100	消耗品購入費・5万円未満
	修繕費支出	300	300	0	事務機器修繕費
	印刷製本費支出	650	800	△ 150	封筒、伝票、議案書等印刷費
	燃料費支出	80	80	0	自動車燃料等
	光熱水料費支出	1,400	1,400	0	ガス、水道、下水使用料、電気料
	賃借料支出	5,100	5,000	100	OA機器、自動車リース料
	保険料支出	700	200	500	施設賠償、現金輸送等保険料・役員賠償保険料
	手数料支出	400	400	0	残高証明、登記手数料等
	委託費支出	4,100	5,200	△ 1,100	施設整備、OA機器メンテナンス料等
	租税公課支出	1,135	700	435	印紙・消費税支払等
	負担金支出	500	600	△ 100	全シ協、社会保険協会等
	支払利息支出	56	60	△ 4	一時借入支払利息
	雑支出	250	280	△ 30	
	事業活動支出計	527,275	522,584	4,691	
	事業活動収支差額	1,576	1,699	△ 123	

II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
特定資産取崩収入	850	6,682	△ 5,832	
事業推進基金積立資産取崩収入	0	4,155	△ 4,155	
減価償却引当資産取崩収入	850	2,527	△ 1,677	1号車除却軽バン(多摩41う9481)
保証金等戻り収入	6	12	△ 6	
保証金戻り収入	6	12	△ 6	1号車預託金軽バン(多摩41う9481)
投資活動収入計	856	6,694	△ 5,838	

(単位：千円)

勘定科目		予算額	前年度 予算額	増減	備考
大	中 小科目				
2 投資活動支出					
	固定資産取得支出	350	800	△ 450	
	固定資産取得支出	350	800	△ 450	
	什器備品購入支出	350	800	△ 450	
	特定資産取得支出	2,076	2,229	△ 153	
	退職給付引当資産取得支出	1,170	1,319	△ 149	
	減価償却引当資産取得支出	406	380	26	
	事業推進基金積立資産取得支出	0	30	△ 30	
	35周年記念行事積立資産取得支出	500	500	0	
	投資活動支出計	2,426	3,029	△ 603	
	投資活動収支差額	△ 1,570	3,665	△ 5,235	
Ⅲ 財務活動収支の部					
1 財務活動収入					
	借入金収入	13,000	13,000	0	
	市借入金収入	13,000	13,000	0	
	財務活動収入計	13,000	13,000	0	
2 財務活動支出					
	借入金返済支出	13,000	13,000	0	
	市借入金返済支出	13,000	13,000	0	
	財務活動支出計	13,000	13,000	0	
	財務活動収支差額	0	0	0	
	当期収支差額	6	5,364	△ 5,358	
	当期収支差額	6	5,364	△ 5,358	
	前期繰越収支差額	59,875	44,180	15,695	
	前期繰越収支差額	59,875	44,180	15,695	
	次期繰越収支差額	59,881	65,239	△ 5,358	
	次期繰越収支差額	59,881	65,239	△ 5,358	

1 借入金限度額 20,000,000円

2 配分金収入の増加に連動する支出（配分金支出・材料費等支出）に限り、予算額を超えて執行することができる。

(単位：千円)

参考	予算総額	前年度 予算額	増減
	602,582	588,157	14,425

(参考)

平成23年度予算編成基準

我が国の経済は、リーマンショックから徐々に立ち直りつつありますが、海外の景気の下振れ懸念や為替レート、株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクもあります。

このような経済情勢の下、雇用情勢も依然として厳しい状況が続いており、中でも若年層の就職状況は顕著に現れています。高齢者にとっても、その影響は深刻なものがあり、当センターにおいての契約高は昨年度に比べ伸びているものの、新入会員の増加に見合う仕事量が十分に確保できない状況にあります。加えて、5人に1人が65歳以上という本市の高齢社会の進展は、シルバー人材センター事業にも多大な影響を及ぼしています。

このため、年齢にかかわらず、意欲と能力に応じて働く機会を提供するシルバー人材センター事業の果たす役割は、今後とも、ますます大きくなることから、その対応を図る必要があります。

一昨年、内閣が設置した行政刷新会議において、シルバー人材センター事業が仕分けの対象となり、「シルバー人材センター援助事業の3分の1程度を縮減する」という評決結果を受けたものの、平成22年度は補助金の縮減幅が6分の1程度に収まりました。しかし、昨年は引き続いて再仕分けの対象となり、平成23年度は対前年度比20%の減という、非常に厳しい予算案となりました。

今後とも、補助金確保に関する要望活動を行う一方で、就業機会拡大支援事業等のインセンティブ補助金の活用を図るとともに、行政から支援を受ける上においては、シルバー人材センター事業の効率的かつ適正な運営に努める必要があります。

いよいよ本年4月1日からは、当センターは公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センターへ移行します。公益社団法人として、この名称を独占的に使用することができ、地域社会からの信用の度合いも高まりますが、これまでのセンターの目的である、就業等の活動機会の開拓及び提供により高齢者の社会参加を促進する事業等に加えて、社会奉仕活動が加わり、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することとなります。一方、公益法人を取り巻く社会経済情勢の変化を受け、公益法人においても、一層効率的な事業運営を推進することや、広く国民に対して分かりやすい財務情報を提供することが求められており、新しい会計基準に沿って、健全なる法人運営を行う必要があります。

いずれにしても、シルバー人材センターは地域の受け皿であり、労働環境の変化や補助金削減問題、公益社団法人への移行など、時代の変化への対応を図り、地域住民からの一

層の信頼の向上に努める必要があります。

平成23年度予算は、以上のような考え方に立って編成することとし、予算の見積もりに当たっては、下記の事項に留意すること。

記

1 新しい公益法人制度では、会計基準の改正への対応を図る必要があるため、収支予算書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 会計基準は、行政庁等への書類の提出においては、平成16年基準から平成20年基準への速やかな移行が求められているため、これに対応すること。

(2) 平成20年会計基準では、会計が公益目的事業会計と法人会計等に分類され、事業にかかわる管理費は事業費に含めて公益目的事業会計に計上し、総会・理事会の開催運営経費、登記費用等の会務（公益法人自体の維持運営）にかかわる経費は法人会計に計上することとなったこと。また、会計の分類に伴い、国庫補助対象外である会務にかかわる経費が明らかになったため、法人会計には連合交付金収入を計上することができず、公益目的事業のうち、対象経費とされている経費のみに国庫補助金の充当が可能となること。

(3) 新しい公益法人制度における財務関係基準（公益目的事業比率、収支相償等）の適合性審査は、損益計算の方法で作成された正味財産増減予算書に基づいて行われるため、損益計算の方法に対応した様式となっている「移行認定申請書別表(G)」を作成しておくこと。

なお、東京都シルバー人材センター事業補助金については、公益法人への移行を平成24年度に予定しているセンターがあるため、会計基準が平成16年のセンターと平成20年のセンターとが混在することや、国の補助金の動向が不明であることから、交付要綱を改正せずに費用配賦前の「移行認定申請書別表(G)」を使用し、読み変えにより国の補助金等にも対応したい考えであること。

2 事業については、これまでの就業開拓提供事業、普及啓発事業、調査研究事業、研修・講習事業、相談事業及び安全就業推進事業のほか、新たに社会奉仕活動が加わるので、平成23年度事業計画（案）に基づき、必要な経費を計上すること。また、これらの事業の予算化に当たっては、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであることに留意すること。

なお、新たな事務事業については、サンセット方式を導入し、社会経済情勢の変化に応じたものとする。また、事業のレベルアップについては、可能な限り経費の組替え等により対処すること。

3 収入予算の見積りに当たっては、経済・雇用の動向、国、東京都及び市の予算の動向等に十分留意し、的確な財源の確保に努めること。

特に、受託事業収入については、正確かつ迅速な請求及び入金処理を徹底し、新たな未収金の生じないように、早期回収に努めること。

さらには、公益社団法人の認定を受けることにより、新公益法人に対する法人税に係る優遇税制のほか、寄附金税制の面では個人住民税における寄附優遇の措置があるので、これらの税制上の恩典に係るメリットを生かし、新たな財源の確保に努めること。

4 支出予算の見積りに当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図られるよう創意工夫すること。特に、経常的な経費については、見直し等により経費の節減に努めること。

5 平成23年度予算には、年間を通じて予定される一切の収入・支出を計上すること。なお、年度途中の補正については、制度改正等の真にやむを得ないもの以外は行わないこと。

報告事項 定款の修正について

公益法人認定申請にあたり東京都より定款の修正指導があり、本年度第2回定期総会の付帯決議に基づき、会長において処理しましたので報告します。

修正箇所は次の表中改正前の欄に下線が引かれた部分又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分について修正するものです。

修 正 後	修 正 前
公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター 定 款	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター 定 款
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略
(センターの構成員)	(センターの構成員)
第5条 センターの会員は、次の3種とし正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。	第5条 センターの会員は、次の3種とし正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「 <u>一般社団・財団法人法</u> 」という。）上の社員とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
(会員の資格の取得)	(会員の資格の取得)
第6条 会員になろうとする者は、会長が理事会の <u>決議</u> を経て別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。	第6条 会員になろうとする者は、会長が理事会の <u>議決</u> を経て別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。
2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。	2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
(会費の負担)	(会費の負担)
第7条～第8条 略	第7条～第8条 略
(除 名)	(除 名)
第9条 正特会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。	第9条 正特会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1) この定款その他規則に違反したとき。	(1) <u>法令及び</u> この定款その他規則に違反したとき。
(2) センターの名誉を <u>傷つけ</u> 、又は目的に反する行為をしたとき。	(2) センターの名誉を <u>き損し</u> 、又は目的に反する行為をしたとき。

修正後	修正前
<p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条～第11条 略</p>	<p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条～第11条 略</p>
<p style="text-align: center;">第4章 総会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 総会</p>
<p>(構成)</p> <p>第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。</p>	<p>(構成)</p> <p>第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。</p>
<p>2 前項の総会をもって、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上</u>の社員総会とする。</p>	<p>2 前項の総会をもって、<u>一般社団・財団法人法上</u>の社員総会とする。</p>
<p>(権限)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(権限)</p> <p>第13条 略</p>
<p>(開催)</p> <p>第14条 総会は、定期総会として<u>毎事業年度終了後3箇月以内に</u>1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p>	<p>(開催)</p> <p>第14条 総会は、定期総会として<u>毎年度6月に</u>1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p>
<p>(招集)</p> <p>第15条～第17条 略</p>	<p>(招集)</p> <p>第15条～第17条 略</p>
<p>(決議)</p> <p>第18条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 正特会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を議決する</p>	<p>(決議)</p> <p>第18条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 正特会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を議決する</p>

修正後	修正前
<p>に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>
<p>(書面による議決権行使) 第19条～第20条 略</p>	<p>(書面による議決権行使) 第19条～第20条 略</p>
<p>(議事録) 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印する。</p>	<p>(議事録) 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。</p>
<p>第5章 役員</p>	<p>第5章 役員</p>
<p>(役員)</p>	<p>(役員)</p>
<p>第22条 センターに、次の役員を置く。</p>	<p>第22条 センターに、次の役員を置く。</p>
<p>(1) 理事 3名以上10名以内 (2) 監事 2名以内</p>	<p>(1) 理事 3名以上10名以内 (2) 監事 2名以内</p>
<p>2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。</p>	<p>2 理事のうち1名を会長、1名を副会長及び1名を常務理事とする。ただし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。</p>
<p>3 前項の会長をもって、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</u>上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。</p>	<p>3 前項の会長をもって<u>一般社団・財団法人法</u>上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。</p>
<p>(役員を選任)</p>	<p>(役員を選任)</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p>
<p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。</p>	<p>第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。</p>
<p>2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。</p>	<p>2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。</p>
<p>3 <u>副会長は、会長を補佐する。</u></p>	<p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。</u></p>

修正後	修正前
<p>4 常務理事は、センターの常務を処理する。</p> <p>5 会長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第25条～第26条 略</p> <p>(役員解任)</p> <p>第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p> <p>2 センターは、理事、監事その他センターの業務を行った者に対し、その費用を弁償することができる。</p> <p>(役員損害賠償責任の免除)</p> <p>第29条 センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。</p> <p>第6章 名誉会長及び顧問等 (名誉会長及び顧問等)</p> <p>第30条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の役員ではなくセンターに対して何らの</p>	<p>4 常務理事は、センターの常務を処理する。</p> <p>5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第25条～第26条 略</p> <p>(役員解任)</p> <p>第27条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p> <p>2 センターは、理事・監事その他センターの業務を行った者に対し、その費用を弁償することができる。</p> <p>(役員損害賠償責任の免除)</p> <p>第29条 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。</p> <p>第6章 名誉会長及び顧問等 (名誉会長及び顧問等)</p> <p>第30条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団・財団法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、会</p>

修正後	修正前
<p>権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。</p> <p>3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。</p> <p>4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。</p>	<p>長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。</p> <p>3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。</p> <p>4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第31条～第32条 略</p>	<p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第31条～第32条 略</p>
<p>(招集)</p> <p>第33条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第33条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>
<p>(議長)</p> <p>第34条 略</p>	<p>(議長)</p> <p>第34条 略</p>
<p>(決議)</p> <p>第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(決議)</p> <p>第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 当該理事会に出席した代表理事及び監事</p>	<p>(議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 当該理事会に出席した代表理事及び監事</p>

修正後	修正前
<p>は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第8章 資産及び会計 (資産の管理) 第37条～第39条 略</p> <p>(事業報告及び決算) 第40条 <u>この法人の</u>事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を<u>受けなければならない。</u></p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p><u>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、<u>定款</u>、<u>会員名簿</u>を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の<u>報酬等の支給の基準</u>を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>は、前項の議事録に<u>署名し、又は</u>記名押印する。</p> <p>第8章 資産及び会計 (資産の管理) 第37条～第39条 略</p> <p>(事業報告及び決算) 第40条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を<u>経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p><u>2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、<u>定款及び</u>会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の<u>報酬支給基準</u>を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>

修正後	修正前
<p>第41条～第43条 略</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第45条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律</u>第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第46条 センターの公告は、電子広告を使用する方法による。</p> <p>2 <u>事故その他</u>やむを得ない事由により、電子広告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p> <p>第47条～第48条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>第41条～第43条 略</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「<u>認定法</u>」という。)第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第45条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は<u>認定法</u>第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第46条 センターの公告は、電子広告を使用する方法による。</p> <p>2 やむを得ない事由により、電子広告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p> <p>第47条～第48条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「<u>整備法</u>」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>

修正後	修正前
<p>2 <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</u>第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 センターの最初の代表理事は、<u>次に掲げる者とする。</u> <u>森脇 義二郎</u></p> <p>4 センターの最初の業務執行理事は、<u>次に掲げる者とする。</u> <u>福島 真人</u></p>	<p>2 <u>整備法</u>第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記をし、公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>3 センターの最初の代表理事は、<u>森脇義二郎</u>とする。</p> <p>4 センターの最初の業務執行理事は、<u>福島真人</u>とする。</p>

(修正理由)

公益社団法人認定申請手続きに際し、規定の一部を修正する必要性が生じたため、所用の修正を行うものである。

公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都武蔵村山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 会 員

(センターの構成員)

第5条 センターの会員は、次の3種とし正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正 会 員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者
 - ア 武蔵村山市に居住する、原則として60歳以上の健康な者
 - イ 働く意欲がある者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参

加等を希望する者

(2) 特別会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人で、会長が推薦し理事会の承認を得た者

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同し、その事業に協力する、理事会が承認をした個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、会長が理事会の決議を経て別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費の負担)

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になったとき及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正特会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他規則に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 賛助会員は、正当な理由がある場合には、理事会の決議で除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。ただし、特別会員及び賛助会員については、第2号に該当することとなったときは、この限りではない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 武蔵村山市に居住しなくなったとき。

(3) 失踪宣告を受けたとき又は死亡したとき。

(4) 会員である団体が解散したとき。

(5) 正特会員全員の同意があったとき。

(6) 1年以上会費を滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入したその会費その他の金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 正特会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正特会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、その請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに、正特会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会に出席した正特会員の中から選任するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを会長が務めるものとする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正特会員の議決権の過半数を有する正特会員が出席し、出席した当該正特会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正特会員の半数以上であって、総正特会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正特会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正特会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は、前条の出席した正特会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正特会員は、代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正特会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正特会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とし、常務理事は、事務局長を兼ねることができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正特会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、センターの常務を処理する。

5 会長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代表理事の再任は3期までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 センターは、理事・監事その他センターの業務を行った者に対し、その費用を弁償することができる。

(役員)の損害賠償責任の免除)

第29条 センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、理事又は監事が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議をもって免除することができる。

第6章 名誉会長及び顧問等

(名誉会長及び顧問等)

第30条 センターには、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。

3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 センターには、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) センターの業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第37条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

2 特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の管理は、別途理事会で定める手続きによる。

(事業年度)

第38条 センターの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 会長は、センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を毎事業年度の開始の日の前日までに作成して理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供す

るとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 センターは、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第43条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 センターの公告は、電子広告を使用する方法による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子広告を使用する方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 センターには事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定めるものとする。

第12章 雑 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記をしたときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
森脇 義二郎
- 4 センターの最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
福島 真人